

2025年7月22日

幡多信用金庫

個人インターネットバンキングサービスの振込限度額引き下げについて

平素より当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、近年、インターネットバンキングを利用した不正送金被害が全国的に多発している状況を踏まえ、お客さまの大切な預金を不正送金被害から守るために、当金庫では下記に該当するお客さまに対しまして、個人インターネットバンキングの振込限度額を引き下げることにいたしました。

ご利用のお客さまには大変ご不便をおかけすることとなりますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 振込限度額引き下げ

(1) 対象のお客さま

個人インターネットバンキングをご契約のお客さま

(2) 実施日

令和7年8月4日（月）以降、順次引き下げをいたします。

(3) 内容

① 1回および1日の振込限度額を100万円超にご設定のお客さま

→ 1回および1日の振込限度額を100万円といたします。

② 1回および1日の振込限度額を100万円以下にご設定のお客さま

→ 1回および1日の振込限度額は現在設定されている限度額となります。

※振込限度額を引き上げいただくには、営業店窓口でお手続きが必要となります。

(4) 振込限度額の引き上げについて

今回の振込限度額引き下げ後に、振込限度額の引き上げをご希望されるお客さまは、営業店窓口において変更手続きをお願いします。なお、引き上げることのできる振込限度額は、1回および1日ともに原則500万円までとさせていただきますが、お客さまのご事情等を総合的に勘案したうえで、引き上げの可否を判断させていただきますので予めご了承ください。

2. お問い合わせ先

お取引店もしくは事務課（TEL:0880-34-2122）までお願いいたします。

以上